

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 2 3 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(岬町財務規則の一部改正)

第 1 条 岬町財務規則（平成 5 年岬町規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
(目的) 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) <u>第 173 条の 6</u>の規定により、法令、条例又はその他規則に特別 の定めがあるものを除くほか、町の財務に関して必要な事項を 定め、もって公平かつ確実に財務に関する事務を処理すること を目的とする。 (賠償職員の指定) 第 287 条 <u>法第 243 条の 2 の 8</u>第 1 項後段の規定による事務を直	(目的) 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) <u>第 173 条の 7</u>の規定により、法令、条例又はその他規則に特別 の定めがあるものを除くほか、町の財務に関して必要な事項を 定め、もって公平かつ確実に財務に関する事務を処理すること を目的とする。 (賠償職員の指定) 第 287 条 <u>法第 243 条の 2 の 9</u>第 1 項後段の規定による事務を直

接補助する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1)～(5) (略) (事故の報告) 第 288 条 (略) 2 主管部長等は、前項の規定による届出があったとき若しくは自ら前項に規定する事実を発見したとき又は<u>法第 243 条の 2 の 8</u>第 1 項後段に規定する職員が法令の規定に違反して行為をしたこと若しくは怠ったことにより町に損害を与えたと認められるときは、そのてん末を調査し、事故報告書(様式第 123 号)を付して財政担当部長に提出するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。 (賠償命令) 第 289 条 町長は、<u>法第 243 条の 2 の 8</u>第 3 項の規定による監査委員の賠償額の決定があったときは、当該決定のあった日から 10 日以内に当該職員に対し、賠償額、賠償の方法及び支払いの期限を定め文書を持って賠償を命ずるものとする。	接補助する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1)～(5) (略) (事故の報告) 第 288 条 (略) 2 主管部長等は、前項の規定による届出があったとき若しくは自ら前項に規定する事実を発見したとき又は<u>法第 243 条の 2 の 9</u>第 1 項後段に規定する職員が法令の規定に違反して行為をしたこと若しくは怠ったことにより町に損害を与えたと認められるときは、そのてん末を調査し、事故報告書(様式第 123 号)を付して財政担当部長に提出するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。 (賠償命令) 第 289 条 町長は、<u>法第 243 条の 2 の 9</u>第 3 項の規定による監査委員の賠償額の決定があったときは、当該決定のあった日から 10 日以内に当該職員に対し、賠償額、賠償の方法及び支払いの期限を定め文書を持って賠償を命ずるものとする。
---	---

(岬町下水道事業会計規則の一部改正)

第 2 条 岬町下水道事業会計規則（令和 6 年岬町規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
(賠償職員の指定) 第 96 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「準用地方自治法」という。)<u>第 243 条の 2 の 8</u> 第 1 項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1)～(2) (略) (3) 準用地方自治法<u>第 243 条の 2 の 8</u> 第 1 項第 2 号の確認 会計管理者の権限を代決することができる者 (4) (略) (5) 準用地方自治法<u>第 243 条の 2 の 8</u> 第 1 項第 4 号の監督又は検査 前条において準用する契約規則第 41 条第 2 項に規定する監督職員又は前条において準用する契約規則第 42 条第 2 項に規定する検査職員	(賠償職員の指定) 第 96 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「準用地方自治法」という。)<u>第 243 条の 2 の 9</u> 第 1 項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1)～(2) (略) (3) 準用地方自治法<u>第 243 条の 2 の 9</u> 第 1 項第 2 号の確認 会計管理者の権限を代決することができる者 (4) (略) (5) 準用地方自治法<u>第 243 条の 2 の 9</u> 第 1 項第 4 号の監督又は検査 前条において準用する契約規則第 41 条第 2 項に規定する監督職員又は前条において準用する契約規則第 42 条第 2 項に規定する検査職員

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。